

別記様式第三号及び別記様式第四号中「本号」を「号外」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。



○総務省告示第三十五号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四百十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

令和元年五月二十二日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後		改 正 前																							
<p>一 本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の名称、呼出名称、使用電波の型式及び周波数並びに送信時刻</p>																									
無線局の名称	呼出名称	無線局の名称	呼出名称																						
しおかぜ	しおかぜ	しおかぜ	しおかぜ																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">A三E 五、九二〇</td> <td style="width: 50%;">A三E 六、〇九五</td> </tr> <tr> <td>A三E 五、九三五</td> <td>A三E 六、一一〇</td> </tr> <tr> <td>A三E 五、九八〇</td> <td>A三E 七、四四〇</td> </tr> <tr> <td>A三E 六、〇九〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A三E 六、一六五</td> <td></td> </tr> </table>		A三E 五、九二〇	A三E 六、〇九五	A三E 五、九三五	A三E 六、一一〇	A三E 五、九八〇	A三E 七、四四〇	A三E 六、〇九〇		A三E 六、一六五		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">A三E 六、〇九五</td> <td style="width: 50%;">A三E 七、四四〇</td> </tr> <tr> <td>A三E 六、一一〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A三E 七、四四〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A三E 七、二四五</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A三E 六、〇八五</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A三E 七、三四五</td> <td></td> </tr> </table>		A三E 六、〇九五	A三E 七、四四〇	A三E 六、一一〇		A三E 七、四四〇		A三E 七、二四五		A三E 六、〇八五		A三E 七、三四五	
A三E 五、九二〇	A三E 六、〇九五																								
A三E 五、九三五	A三E 六、一一〇																								
A三E 五、九八〇	A三E 七、四四〇																								
A三E 六、〇九〇																									
A三E 六、一六五																									
A三E 六、〇九五	A三E 七、四四〇																								
A三E 六、一一〇																									
A三E 七、四四〇																									
A三E 七、二四五																									
A三E 六、〇八五																									
A三E 七、三四五																									
電波の型式及び周波数 (kHz)		電波の型式及び周波数 (kHz)																							
送信時刻（中央標準時による。）		送信時刻（中央標準時による。）																							
午後十時から午後十一時まで		午後十時から午後十一時まで																							
午前一時から午前二時まで		午前一時から午前二時まで																							